高知市スポーツ少年団指導者協議会規程を次のように定める。

平成20年10月31日

高知市スポーツ少年団指導者協議会 委員長 野中 明

高知市スポーツ少年団指導者協議会規程

高知市スポーツ少年団指導者協議会規程(平成6年6月10日制定)を全部改正する。

(設置)

第1条 高知市スポーツ少年団設置規程(平成8年3月28日制定。以下「設置規程」という。)第17条第1項に 規定する指導者協議会として、高知市スポーツ少年団(以下「スポーツ少年団」という。)に高知市スポーツ少 年団指導者協議会(以下「本会」という。)を置く。

(目的)

第2条 本会は、スポーツ少年団の指導者(以下「指導者」という。)の指導力向上、研修、情報交換等を行うとともに、スポーツ少年団事業を推進することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 指導者相互の情報交換に関すること。
 - (2) 相互研修、相互研究等により指導者の資質向上を図ること。
 - (3) 調査研究及び広報に関すること。
 - (4) スポーツ少年団の事業への協力と推進に関すること。
 - (5) 高知市スポーツ少年団交歓大会の実施及び推進に関すること。
 - (6) その他前条の目的を達成することに関し必要な事業
- 2 本会は、前項の事業を行うに当たって、必要に応じ、設置規程第12条に定める常任委員会(以下「常任委員会」という。)に意見を具申するものとする。

(組織等)

- 第4条 本会は、スポーツ少年団に登録する指導者(以下「会員」という。)及び高知市教育委員会スポーツ振興課(以下「スポーツ振興課」という。)の職員をもって組織する。
- 2 本会に次に掲げる役員を置く。
 - (1) 委員長
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 運営委員 20名以内
 - (4) 監事 2名
- 3 前項第1号から第3号までの役員及び同項第4号の役員1名は、総会において会員の互選によりこれを定める。
- 4 第2項第4号の役員1名は、スポーツ振興課の課長の職にある者をもって充てる。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうちあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 運営委員は、本会の会務を審議し、執行する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、異動、未登録等により欠員が生じたときは、運営委員会の推薦を受け、委員長が決定する。この場合において、委員長は次の総会において報告しなければならない。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行うものと

する。

(総会)

- 第7条 本会の総会は、毎年度1回委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時総会を招集 することができる。
- 2 本会は、会員の過半数の出席がなければ、総会を開き、及び議決をすることができない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (運営委員会)
- 第8条 所掌事務の協議, 資料の作成及び提供その他本会の会務に関する審議等を行うため、本会に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、委員長、副委員長及び運営委員によって組織する。
- 3 運営委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長があらかじめ指名する者が議長となる。(資料提供その他の協力等)
- 第9条 本会及び運営委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、学識経験者その他の者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。 (会計年度)
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。 (経費)
- 第11条 本会の事業に要する経費は、次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 会費
 - (2) 寄附金及び補助金
 - (3) その他の収入

(事業計画及び予算)

- 第12条 本会の事業計画及び予算は、運営委員会が事業計画書、収支予算書等を作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、委員長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として、収入及び支出をすることができる。 (予算の執行)
- 第13条 本会の予算の執行に当たっては、予算の基準、執行手続等について別に定める内規に基づき、予算の範囲内において執行しなければならない。
- 2 前項の内規を定めるに当たっては、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。 (事業報告及び決算)
- 第14条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、運営委員会が事業報告書、収支計算書等を作成し、監事の監査を受け、速やかに総会の承認を受けなければならない。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、スポーツ振興課に置く。

(規程の改正)

- 第16条 この規程の改正は、総会の議決を経て、常任委員会の承認を受けなければならない。 (その他)
- 第17条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。 附 則
 - この規程は、平成20年10月31日から施行する。